



「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」 第1回給付日について

松戸市は、国の経済対策の一環である「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、住民税均等割非課税世帯（約65,000世帯）を対象に支給する準備を進めております。

第1回給付日が確定しましたので、お知らせします。

- 支給対象** 基準日（令和3年12月10日）時点で松戸市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- 給付日** 令和4年1月28日（金）に6,000世帯に支給（指定口座に振込）
- 給付内容** 1世帯あたり10万円

住民税非課税世帯に対しては、今後も対象となる世帯を市が特定し、順次、確認書（内容：振込口座を指定いただく書類）を送付します。

返送いただいた方に対して、振り込みを行ってまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市健康福祉部健康福祉政策課生活・暮らし支援臨時特別給付金担当室

☎090-1676-7005

✉ mcrintokukyufu@city.matsudo.chiba.jp